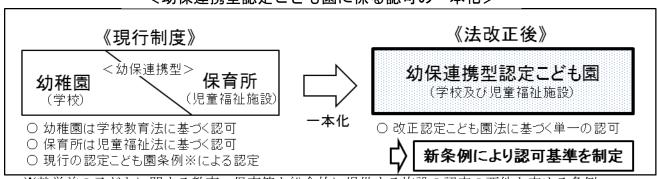
# 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 を定める条例(概要)

## 1 制定の趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)の改正により、従来の幼保連携型の認可を一本化し、単 一の施設である「幼保連携型認定こども園」が創設された。
- このため、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの。(改正認定 こども園法13条1項)

### <幼保連携型認定こども園に係る認可の一本化>



※就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例

## 2 条例の概要

条例の内容は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)」 等の規定をもとに、下記のとおりとする。

区分	内 容		тш
	国基準等	条例	理由
学級編制基準	• 1 学級 <u>35 人</u> 以下	・1 学級 <u>30 人</u> 以下	現行の認定こども 園条例と同基準
食事	<ul><li>・自園調理(保育を必要 とする園児に限る)</li></ul>	· 自園調理( <u>全園児</u> )	現行の認定こども 園条例と同基準
非常災害対策	<ul><li>・計画の策定</li><li>・訓練の実施など</li></ul>	<ul><li>・計画の策定と<u>見直し</u></li><li>・訓練の実施(<u>月1回</u>)</li><li>など</li></ul>	現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同基準
上記以外	・職員配置(0歳児3:1等) ・資格(幼稚園教諭と保 育士資格の併有) など	・国基準どおり	

※1学級の人数等詳細な基準は、条例施行規則において規定する。

#### 3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日